

議案第129号

さいたま市市営住宅条例及びさいたま市市民住宅条例の一部を改正する条例の
制定について

さいたま市市営住宅条例及びさいたま市市民住宅条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

令和4年9月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市市営住宅条例及びさいたま市市民住宅条例の一部を改正する条例
(さいたま市市営住宅条例の一部改正)

第1条 さいたま市市営住宅条例(平成13年さいたま市条例第267号)の一部を
次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を
当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(公営住宅の入居者資格) 第6条 公営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。 (1) 現に同居し、又は同居しようとする3親等以内の親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童若しくはパートナーシップ関係の相手方(双方又はいずれか一方が性自認又は性的指向に係る性的少数者である2人が、互いを人生のパートナーとして、相互の協力により、継続的な共同生活を行っている、又は行うことを約した関係の相手方で市長が認めるものをいう。以下同じ。) (以下「親族等」という。)があること。ただし、次に掲げる者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、	(公営住宅の入居者資格) 第6条 公営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。 (1) 現に同居し、又は同居しようとする3親等以内の親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。ただし、次に掲げる者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める者を除く。)にあつては、この限りでない。

又は受けることが困難であると市長が認める者を除く。)にあっては、この限りでない。

ア～ク [略]

(2)～(4) [略]

(5) その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

2・3 [略]

(入居者の選考)

第10条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。

(1) [略]

(2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族等と同居することができない者

(3)～(6) [略]

2～6 [略]

(同居の承認)

第15条 市営住宅に入居している入居決定者（以下「入居者」という。）は、当該市営住宅の入居の際に同居した親族等以外の者を同居させようとするときは、規則で定めるところにより市長の承認を受けなければならない。

2 [略]

(入居者の地位の承継)

第16条 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者で、当該入居者の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）、パートナーシップ関係の相手方又は高齢者、障害者等で特に居住の安定を図る必要があるものが当該入居者の地位を承継しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

2・3 [略]

ア～ク [略]

(2)～(4) [略]

(5) その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

2・3 [略]

(入居者の選考)

第10条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。

(1) [略]

(2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者

(3)～(6) [略]

2～6 [略]

(同居の承認)

第15条 市営住宅に入居している入居決定者（以下「入居者」という。）は、当該市営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、規則で定めるところにより市長の承認を受けなければならない。

2 [略]

(入居者の地位の承継)

第16条 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者で、当該入居者の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）又は高齢者、障害者等で特に居住の安定を図る必要があるものが当該入居者の地位を承継しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

2・3 [略]

(さいたま市市民住宅条例の一部改正)

第2条 さいたま市市民住宅条例（平成13年さいたま市条例第268号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市民住宅に入居することができる者は、次の要件に該当する者でなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）<u>又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童若しくは双方又はいずれか一方が性自認又は性的指向に係る性的少数者である2人が、互いを人生のパートナーとして、相互の協力により、継続的な共同生活を行っている、又は行うことを約した関係の相手方で市長が認めるもの（以下「親族等」という。）</u>があること。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(6) その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p> <p>(入居権利者の地位の承継)</p> <p>第11条 入居権利者が死亡し、又はその同居の親族等を残して市民住宅を立ち退いた場合において、当該同居の親族等が当該入居権利者の地位を承継しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(使用者の資格)</p> <p>第26条 駐車場を使用する者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 自己の自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車（2輪のものを</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市民住宅に入居することができる者は、次の要件に該当する者でなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）<u>があること。</u></p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(6) その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p> <p>(入居権利者の地位の承継)</p> <p>第11条 入居権利者が死亡し、又はその同居の親族を残して市民住宅を立ち退いた場合において、<u>当該同居の親族が当該入居権利者の地位を承継しようとするときは、規則で定めるところにより、</u>市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(使用者の資格)</p> <p>第26条 駐車場を使用する者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 自己の自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車（2輪のものを</p>

除く。)で1駐車区画内に収まるものをいう。
以下同じ。)を所有又は新たに取得しようとする
当該市民住宅の入居権利者又は同居の親族等
であること。

(2)・(3) [略]

除く。)で1駐車区画内に収まるものをいう。
以下同じ。)を所有又は新たに取得しようとする
当該市民住宅の入居権利者又は同居の親族
であること。

(2)・(3) [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。